

# 知的障害者福祉論

科目コード

DD3119



単位数	履修方法	配当年次	担当教員
2	R or SR(講義)	2年以上	赤塚 俊治

※2021年度以降は会場スクーリングの開講予定はありません。オンデマンド・スクーリングのみ開講いたします。

## 科目の概要

### ■科目の内容

知的障害者福祉支援策は多様化しました。また、知的障害者福祉施策の根底に流れる福祉観も「脱施設化」といった新たな動向が見られます。とくに、障害者自立支援法（2006年）の施行は、従来の知的障害者福祉の支援システムを大きく変革させ、知的障害者自身の利用者本位が一層強化されるようになりました。こうした知的障害者福祉の進捗に対して、社会福祉施設や地域社会における知的障害者の生活実態を分析すると、数多くの課題や問題点が山積しています。こうした社会的背景にあって2012年6月、障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）として可決し、これまでの自立支援法の一部が改正されました。難病患者も対象となり、重度訪問介護サービスの対象拡大などがあらたに含まれました。しかし、応益負担、地域格差、家族の負担などの問題は残っています。2017年から社会福祉法が改正され、経営組織のガバナンス強化が図られます。

そこで本科目では、こうした社会的動向を踏まえながら、いかにして知的障害者が社会的自立とその支援策を確立することが可能かをさまざまな視点から論考することにします。そのためには知的障害者が抱えている今日的課題と問題点を、現行制度の限界性と社会生活の実態との乖離<sup>かいり</sup>からその要因を明らかにしたいと考えています。

### ■到達目標

「施設福祉サービス」と「在宅福祉サービス」との相関関係を理解し、現代社会における知的障害者の社会的不利益の要因などを分析しながら、今後の知的障害者福祉のあるべき方向性を論考し、さらなる理解を深めることができる。

### ■教科書

赤塚俊治著『新・知的障害者福祉論序説』中央法規出版、2008年

（最近の教科書変更時期）2008年10月

（スクーリング時の教科書）赤塚俊治著『新・知的障害者福祉論序説』中央法規出版は、必ず持参してください。

## ■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「専門的知識」「他者への関心と理解」「社会への関心と理解」「自他尊重的コミュニケーション力」「他者配慮表現力」「ICT 活用力」「自己コントロール力」「クリティカルシンキング力」「アセスメント力」「問題解決力」「社会貢献力」を身につけてほしい。

## ■科目評価基準

レポート評価50%+スクーリング評価 or 科目修了試験50%

## ■参考図書

- 竹原健二編 赤塚俊治ほか著『現代障害者福祉学』学文社、2004年  
中野敏子著『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』高菅出版、2009年  
『障害者総合支援六法（平成30年版）』中央法規出版、2018年  
北沢清司著『知的発達 Q & A』中央法規出版、1996年

## スクーリング

### ■スクーリングで学んでほしいこと

知的障害者福祉論では、「知的障害」を持っている人たちが、いまだに社会で十分に受け入れられていないのは何故なのかを検証する気持ちで学んでください。とくに、国民は皆平等と憲法では謳われていますが、現実には、さまざまな分野で「知的障害」を持っている方々が差別や偏見を受けながら生活しているのはどのような要因があるかを調べてください。今日の知的障害者福祉施策は、「施設」から「地域」へとといった政策が展開されていますが、2016年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現につながることを目的としていますが、「知的障害」を持った方の生活実態は厳しい現実に置かれています。実際の生活実態および知的障害者福祉政策の課題を具体的に学んでほしいと思います。

### ■講義内容

回数	テーマ	内容
1	知的障害者福祉の基本的理念と指針	隔離主義から利用者主体へ
2	知的障害者福祉関連法の理念と知的障害者の概念と実態	理念と乖離、概念の変容
3	障害者総合支援法と社会生活支援の進展	法律は知的障害者の生活を保証しているのか
4	施設福祉と在宅福祉の現状と課題	「施設」と「在宅」との一元化
5	一般就労と福祉的就労の実態	「就労」の実態と課題
6	知的障害福祉の関連機関	知的障害者更生相談所、福祉事務所、児童相談所の役割と機能

回数	テーマ	内容
7	在宅福祉サービスの現状と課題	ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの 実態、地域格差
8	今後の知的障害者福祉の課題と展望	成年後見制度・グランドデザインなど
9	スクーリング試験	

### ■講義の進め方

パワーポイントおよび配付資料にもとづいて講義を進めます。教科書も使用します。

### ■スクーリング 評価基準

スクーリング試験100%で評価する。スクーリング試験は教科書、配付資料を持込可とする。

### ■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10時間）

教科書は、全ページを読んでください。用語や言葉の意味を理解することよりも、一度、教科書を読んでおくとスクーリング時において授業に入りやすくなります。また、障害者福祉全般に関する法律および関連文献も読んでおくと授業も理解しやすいかと思えます。

### ■スクーリング事後学習（学習時間の目安：20～25時間）

知的障害者福祉論では、「知的障害」「障がい」「人権」「差別・偏見」「生きる・生活」をキーワードにしながら授業を展開しますが、そのなかでも関心のあるテーマについては、「私」生活をヒントに学習を深めてください。

## レポート学習

### ■在宅学習15のポイント

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
1	知的障害者福祉の基本的理念と指針① (第1章)	知的障害者福祉の基本的理念	知的障害者福祉における基本的理念を理解しながら、その歴史の変遷の過程でどのように社会福祉の実施体制が変化していったかを押さえましょう。
2	知的障害者福祉の基本的理念と指針② (第1章)	知的障害者福祉関連法の理念と世界宣言 知的障害者福祉を学ぶ基本的視点	障害者福祉に関するわが国の法律や世界宣言等を見ていくことで、基本的理念の動向を追っていきましょう。
3	知的障害者の概念と実態 (第2章)	知的障害者の概念 知的障害者の実態と課題	ここでは、知的障害の定義と分類を理解しましょう。また、知的障害者数の動態と生活実態について、統計などから把握しましょう。
4	知的障害者福祉の過去と現在 (第3章)	知的障害者福祉の歴史の変遷 現代社会における知的障害者への意識構造	どのような時代的背景によって知的障害者の支援サービスが展開されてきたのかについて見てみましょう。

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
5	障害者総合支援法と知的障害者福祉施策との関係性① (第4章)	障害者総合支援法が及ぼした知的障害者への影響	障害者総合支援法制定に至るまでの背景と、その課題とは何かを説明できるようにしましょう。
6	障害者総合支援法と知的障害者福祉施策との関係性② (第4章)	知的障害者福祉法と福祉サービス体系	知的障害者福祉法と障害者総合支援法との関係について、押さえましょう。
7	知的障害者の社会生活支援の進展① (第5章)	知的障害者を取り巻く社会環境と就労状況	知的障害者の自立にはどのような課題があるのかをまとめると良いでしょう。
8	知的障害者の社会生活支援の進展② (第5章)	知的障害者に対する日常生活への支援体制① 知的障害者の所得保障関連法 知的障害者福祉の関連機関とその機能	知的障害者の所得を保障する関連法とその内容について把握しましょう。
9	知的障害者の社会生活支援の進展③ (第5章)	知的障害者に対する日常生活への支援体制② 関連支援事業	障害者総合支援法に伴って制定された、地域生活支援事業と、その内容について把握しましょう。
10	施設福祉の現状と課題① (第6章)	知的障害者施設（障害者支援施設）の福祉サービス	知的障害者施設のあり方について、考察しましょう。
11	施設福祉の現状と課題② (第6章)	知的障害者施設（障害者支援施設）の役割と専門性	知的障害者施設職員の資質とは何かを考えてみましょう。
12	地域福祉と在宅福祉の現状と課題① (第7章)	地域福祉の意義及び公的責任と役割	知的障害者福祉にとって地域福祉とはどのような意味を持つのか、基本的理念を踏まえて考察しましょう。
13	地域福祉と在宅福祉の現状と課題② (第7章)	在宅福祉サービスの現状と課題	知的障害者福祉における在宅福祉システムのあり方について、考察しましょう。
14	今後の知的障害者福祉の課題と展望① (第8章)	知的障害者福祉への視座	知的障害者福祉の基本的課題を整理し、説明できるようにしましょう。
15	今後の知的障害者福祉の課題と展望② (第8章)	知的障害者福祉の展望	知的障害者の視点から今何が必要なのかを考え、ケアマネジメント実施に結びつけていきましょう。

## ■レポート課題

1 単位め	知的障害者福祉支援の歴史的変遷を述べながら、今後の施設福祉の役割と機能について考察しなさい。
2 単位め	『客観式レポート集』記載の課題に解答してください（Web 解答可）。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

**(2019年度以前履修登録者)** 2020年4月よりレポート課題の2単位めが変更になりました。『レポート

課題集2019』記載の1単位めと、『With』137号記載の2単位めの課題でも2021年9月までは提出できますが、できるだけ新しい課題で提出してください。

## ■アドバイス

知的障害者福祉論を学習する際、過去に知的障害者が社会的にどのような社会福祉支援を受けてきたかを歴史的に学ぶことが大切です。とくに、「施設福祉」と「在宅福祉」との相互関係について理論的に明らかにすることが重要です。現在、知的障害者への社会的理解が深まるとともに、知的障害者も可能な限り地域社会において人々と生活すべきであるとするノーマライゼーションが謳われるようになり、これまでの施設中心主義的施策から、知的障害者福祉を一人ひとりの個人としてとらえ地域社会で独立的に生きることを基本にすえて、普通に暮らせる社会の実現に向けた社会的資源の整備の確立を目指した施策が展開されています。しかしながら、こうした知的障害者に対する制度や福祉サービスメニューおよび施策が体系的に整備されているなかで、現実に施設や地域社会で生活している知的障害者の日常生活の実態からすると「普通の生活」を送るための諸条件が十分に整備されていないことを考慮しながら学習することも大切です。

なお、レポート作成を行う際は、次の基本的な視点をふまえながら、レポートを仕上げてください。

- (1) 知的障害者福祉論は、客観的・実証的な枠組みに基づいて構成されています。したがって、レポート課題を作成するにあたっては、知的障害者の人生にとって「普通の生活」の確立は単なるスロウガンで終わるのではなく、希望に満ちた輝かしい福祉社会のなかで達成することが可能かをさまざまな視点から考察してレポートを作成してください。
- (2) 知的障害者の施設は、働く職員にとっては職場であっても、知的障害者にとっては暮らしの場であり、生きる生活の拠点であることを考えながらレポートを作成することが大切です。
- (3) レポートの作成にあたっては、単にテキストを読んで理解した内容をそのまま書くのではなく、知的障害者の日常生活で起きているさまざまな問題点を取り上げながらまとめることが重要です。たとえテキストの記述内容とは異なったレポートの内容であったとしても、そのレポートの内容が十分な分析と考察が行われていれば、評価もそれだけ高くなります。

### 1 単位め アドバイス

テキストの第1章から第5章（旧テキストの第1章から第4章）までをよく読み、知的障害者福祉の基本的な理解に努め、さらには、知的障害者が過去において社会的不利益および劣等処遇に対する苦難と闘いの時代であった歴史的背景と事実を整理しながらレポート課題に取り組んでください。

とくに、「社会福祉基礎構造改革」の一環として新たに施行された社会福祉法は、(1)利用者の立場にたった社会福祉制度の構築、(2)サービスの質の向上、(3)社会福祉事業の充実・活性化、(4)地域福祉の推進の4点を主要な方向性として法改正したものです。

この改正は、知的障害者福祉法の事項にも大きく反映される結果となりました。知的障害者の福祉サービスの充実を図る目的として改正された主な要点は、①福祉サービスの利用制度化、②市町村における知的障害者に対する福祉に関する必要な情報提供と相談・指導、③サービスの質の確保と利用者の権利擁護、④サービスに関する第三者評価・苦情解決体制の整備、⑤知的障害者福祉に関する事務の市町村への委譲などがあげられます。こうした内容によって、これまでの制度や福祉サービスメニューの内容

が一層強化・拡充されましたが、難問も山積しているのも事実です。とくに、利用者である知的障害者と対等な関係にある施設関係者にとって、はたして法改正で示した内容を知的障害者に普遍的にサービスを提供できるかが大きな課題となります。

こうした社会的状況を的確に把握しながら、施設福祉の役割と機能について考察して、簡潔に述べてください。

2 単位め  
アドバイス

教科書をよく読み、『客観式レポート集』記載の課題に解答してください。「TFU オンデマンド」上で解答することも可能です。

## 科目修了試験

### ■評価基準

- 1) 出題問題をきちんと理解しているか。
- 2) 現代社会に生起する社会問題の背景がきちんと整理されているか。
- 3) 重要な社会学用語や概念を用いながら適切に答えているか。
- 4) 論述の分量も評価対象となる（文脈も大切にしてください）。

(注)

2012年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されました。その他、障害者福祉関連法規の内容は毎年のように改正されています。法規の改正を、自身で最新の社会福祉六法やインターネットで調べていただければと思います。